

(社)全国建設業労災互助会の労災上積み補償制度  
**休業補償（追加特約）のご案内**

## さらに補償がワイドになりました！

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当会の業務に格別のご協力をいただきまして誠にありがたくお礼申し上げます。

さて、2011年4月より、下記のとおり、政府労災上積み補償制度の向上・充実を図るため休業補償（追加特約）を新設いたします。

今回の追加特約の新設は、従来補償の対象とならなかった業務災害等による休業時の損害も補償できるよう対応を行ったものです。

今後も組合員の皆様の福祉向上の観点から、より一層努力して参りますので、お引き立てのほど宜しくお願いいたします。

末筆ながら組合員の皆様のますますのご隆盛をお祈り申し上げます。

敬具

※詳細は裏面をご覧ください。

### 業務災害等による休業損害も補償！

休業補償（追加特約）では、  
政府労災保険の給付対象となる業務災害または通勤災害による休業損害に対し  
休業給付金（日額）を最長1092日お支払いします。

#### 給付金額

以下の3つのパターンからお選びいただけます。

休業給付金 (1日あたり)	Aパターン	Bパターン	Cパターン
	5,000円	3,000円	2,000円

#### お支払い例

Bパターン（1日3,000円）にご加入の場合

＜事故の内容＞

H鋼の穴開け作業中、右手人差指を切断、負傷し、政府労災保険から153日間分の休業補償給付が支給された。

＜お支払いする給付金＞

3,000円×153日＝450,000円

## 休業補償（追加特約）の内容

この補償は、

- この補償は、補償の対象となる方が被った業務災害、通勤災害につき、被災された被用者に、政府労災保険で給付される休業補償給付の上乗せとして給付金をお支払いするものです。
- 政府労災保険給付が決定されることが、給付金お支払いの要件となります。
- 業務上災害の認定および休業の期間については、政府労災保険の認定に従います。

### 給付内容

免責日数	支払対象期間	給付限度日数
3日	3年	1092日

### 負担金等（年額）

給付金額		5,000円	3,000円	2,000円
負担金等	建築事業	12,980円	7,780円	5,190円
	その他の建設事業	15,310円	9,180円	6,110円
	その他各種事業	1,070円	640円	420円

### <給付金をお支払いできない主な場合>

- (1) 正会員又は事業場の責任者の故意
- (2) 被災者本人の故意
- (3) 被災者並びに正会員またはその事業場の責任者の犯罪行為
- (4) 被災者本人の無免許運転又は酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により、正常な運転ができないおそれがある状態での車両の運転
- (5) 風土病又は職業性疾病
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動
- (7) 地震、噴火又はこれらによる津波
- (8) 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性

など

このちらしは、概要を説明したものです。詳しい内容については、「全国建設業労災互助会入会のご案内」等をご覧いただくか、日本建設組合連合の各加盟組合、または下記のお問合せ先までお問い合わせ下さい。

### <お問合せ先>

社団法人全国建設業労災互助会

東京都千代田区神田須田町2丁目8番地 プライム神田ビル3階

TEL03-3256-0506 FAX03-3253-4895